

<環境省ニュース>

化学物質環境実態調査の今後の展開について

環境省環境保健部環境安全課

はじめに

今日の化学物質による環境問題は、大気、水等の複数の媒体を経由して、微量ではあるものの多種の化学物質に長期間暴露するという特徴を持っており、これによるヒトや生態系に対する多種多様な影響が懸念されている。

このような問題に対応するためには、化学物質の暴露量を評価するための基礎データの取得を目的に環境残留調査を実施し、化学物質の有害性のデータと併せて化学物質によるヒトの健康や生態系に与える影響を生じさせるおそれとしての「環境リスク」を算出し、この「環境リスク」を削減していくことが必要である。

1. これまでの経緯

化学物質環境実態調査(黒本調査)は、このような化学物質対策の一連の流れの中で、暴露評価の前提となるデータ整備の根幹を担うものとして、昭和49年より「環境リスク」評価が必要な化学物質について、地方環境研究機関の全面的な協力を得ながら全国規模での環境中の残留実態把握のための調査として実施され、その結果は、毎年度「化学物質と環境」(黒本調査結果)として公表されてきた。

平成13年度には、化学物質排出把握管理促進法(化管法)の施行やPOPs条約の採択など化学物質と環境問題を巡る状況の変化等、今日的な政策課題に対応するため、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会での審議を経た上で、平成14年度調査からは、調査対象物質については従来からのプライオリティーリストを基にした選定

方式に変えて、毎年関係各課における政策ニーズを踏まえて調査物質を選定する方式を採用する等の改訂をしたところであり、本年度で3年目を迎えた。

2. 現状の課題

平成14年度に黒本調査の見直しに着手したが、化学物質を取り巻く行政課題として、新たに平成16年4月からは、生態系保全の観点からの審査および規制を導入した改正化学物質審査規制法の施行、および平成19年度からの化管法の見直しに向けた対応の開始等が大きな流れとしてあり、これらに対応するためには、黒本調査を質的・量的に大幅に拡充し、暴露評価の根幹となる環境残留データの整備を加速することが行政需要に対応するためには必須である(図1を参照)。また、あわせて地域からの化学物質対策を効果的かつ円滑に推進するために、地方環境研究機関の化学物質測定能力の更なる強化が必要である。

3. 今後の対応

上記の課題を受け、黒本調査については、再度、調査体系を見直し、各種化学物質対策とのより一層の連携強化の推進を行える体制を整備する。また、内分泌攪乱化学物質についても、現在検討されている新たな計画案に沿って、環境実態の把握を中心とした暴露評価については、化学物質の環境中での残留実態を総合的に把握し他の化学物質関連施策へも有機的に活用できることを可能とするために、平成17年度以降は、黒本調査において実施することとしている。

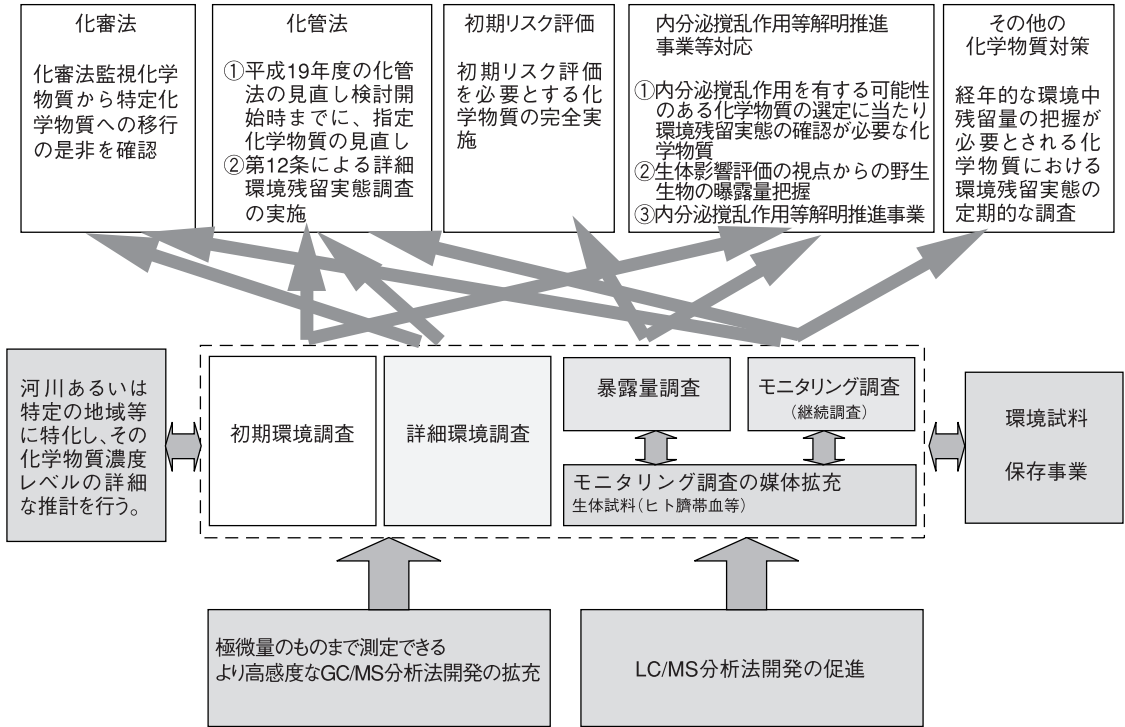
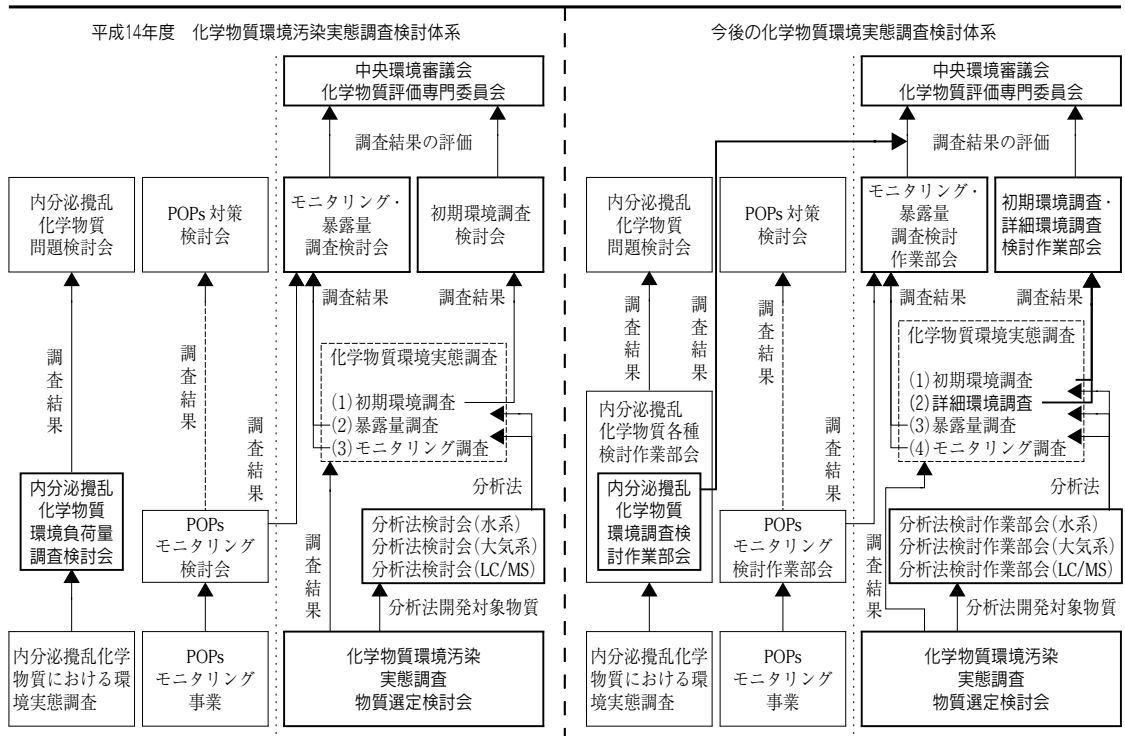


図1 支援事業を含む黒本調査と関連化学物質施策との関係図

表1 化学物質環境実態調査体系の新旧対照表



具体的にはまず、調査対象物質数を大幅に拡充することを予定している。それとともに調査の目的を精査し、これまでは3つの調査体系、すなわち、「初期環境調査」、「暴露量調査」および「モニタリング調査」として実施していたものを、今後は「初期環境調査」を細分化して、新たに「詳細環境調査」を4つ目の調査体系として立ち上げ対応することとしている。また、POPs条約に対応するために、血液、母乳等の生体試料を「モニタリング調査」の調査媒体として拡充する。

さらに特定の河川あるいは地域における詳細な情報の収集の観点からは、環境中の化学物質濃度レベルを推計手法を用いて調査することで対応することを予定している。

分析法開発等調査についても、新規化学物質や既存の分析法ではリスク評価の観点からは分析感度が不十分な化学物質について、環境中に存在する化学物質をリスク評価のデータとして耐え得るだけの検出下限が得られる分析法を開発するとともに、LC/MSでなければ測定し得ない不揮発性、高極性および熱分解性の化学物質を対象とした分析法開発についても、地方環境研究機関との連絡を密にとりながら積極的に対応することとしてい

る(表1参照)。

さらに、ELISA法等の生物測定法等を用いた化学物質の簡易モニタリングを黒本調査の中で、スクリーニング調査として位置付けることを視野に入れた検討を開始することも併せて予定しているところである。

おわりに

地方環境研究機関の協力があつてこそ初めて円滑な黒本調査が実施されるものである。平成17年度からは黒本調査をさらに拡充させ、その強化を図ることとしているところであり、今後とも地方環境研究機関との連携を密にとりながら、黒本調査を実施していくこととしているので、引き続きご協力のほどよろしく願ひたい。

(保健専門官 吉田 佳督)

—参考文献—

- 1) 平成15年度版 化学物質と環境(黒本調査結果)平成16年3月 環境省環境保健部環境安全課
- 2) 吉田佳督 環境技術実証モデル事業としての「化学物質簡易モニタリング技術」資源環境対策 Vol.40 No.9 (2004. 8)p.48-53